

越谷市告示第**136**号

越谷市公契約条例（平成28年条例第51号）第6条第1項の規定により令和2年度労働報酬下限額を定めたので、同条第4項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和2年3月31日

越谷市長 高 橋 努

別紙

1 工事の請負の契約（越谷市公契約条例第6条第1項第1号に規定する対象請負契約）に係る労働報酬下限額

〔単位：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,622	27	普通船員	2,599
2	普通作業員	2,318	28	潜水土	4,478
3	軽作業員	1,677	29	潜水連絡員	3,184
4	造園工	2,284	30	潜水送気員	3,184
5	法面工	2,903	31	山林砂防工	3,027
6	とび工	3,004	32	軌道工	5,220
7	石工	3,027	33	型わく工	2,914
8	ブロック工	2,847	34	大工	2,880
9	電工	2,610	35	左官	3,015
10	鉄筋工	3,038	36	配管工	2,464
11	鉄骨工	2,824	37	はつり工	2,824
12	塗装工	3,004	38	防水工	3,252
13	溶接工	3,195	39	板金工	3,128
14	運転手（特殊）	2,768	40	タイル工	2,515
15	運転手（一般）	2,419	41	サッシ工	2,858
16	潜かん工	3,375	42	屋根ふき工	2,682
17	潜かん世話役	3,994	43	内装工	3,150
18	さく岩工	3,364	44	ガラス工	2,802
19	トンネル特殊工	3,409	45	建具工	2,732
20	トンネル作業員	2,734	46	ダクト工	2,509
21	トンネル世話役	3,814	47	保温工	2,554
22	橋りょう特殊工	3,477	48	建築ブロック工	2,595
23	橋りょう塗装工	3,510	49	設備機械工	2,588
24	橋りょう世話役	3,825	50	交通誘導警備員 A	1,643
25	土木一般世話役	2,644	51	交通誘導警備員 B	1,452
26	高級船員	3,285			

※ 受注者又は受注関係者との合意の下で見習い、手元等として従事する労働者等又は年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1,342円とする。

2 業務の委託に関する契約及び指定管理協定（越谷市公契約条例第6条第1項第2号に規定する対象委託契約）に係る労働報酬下限額

985円（1時間当たり）